

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止されます。

「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」の配付にご協力ください。

資格情報のお知らせを送付します

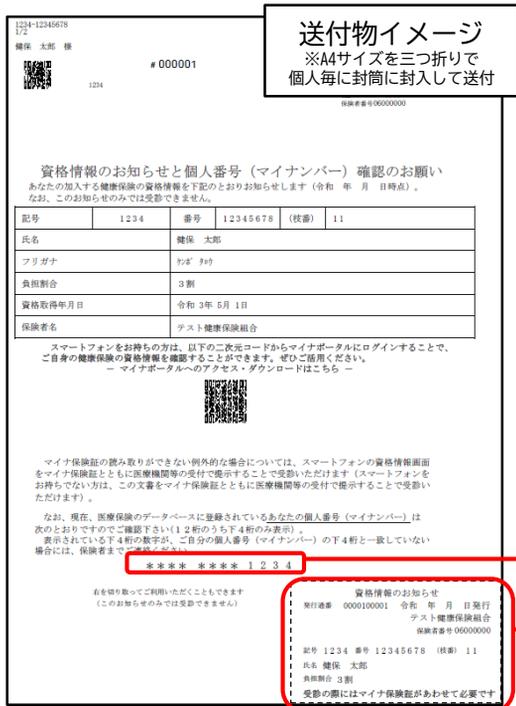
令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止となり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)で医療機関等を受診していただく仕組みに移行することになります。

そのため、加入者の皆さまに安心してマイナ保険証を利用していただくとともに、加入者さまご自身の健康保険の情報を容易に把握して、健康保険の諸手続きを行っていただくため、加入者さま個人の「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」を事業主宛に令和6年10月下旬頃より順次送付いたします。

送付物につきましては、被保険者・被扶養者ごとの個人別に封入した封筒となります。ご多用の中、誠に恐縮ではございますが、被保険者・被扶養者分をとりまとめて被保険者さまにお配りいただきますよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

送付物イメージ

送付対象者: 令和6年9月1日現在在籍の被保険者・被扶養者



1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご自身のマイナンバーが正しく登録されているかご確認いただけます。

2 『資格情報のお知らせ』です。

令和6年12月2日から以下の場合に使用できます。点線で切り取って大切に保管してください。

『資格情報のお知らせ』とは？

マイナンバーカードには、従来健康保険証に記載されている記号・番号や資格取得日等の記載がないため、健康保険証廃止後にそれらの情報を確認するための様式です。

給付金等の申請に

健康保険の各種給付金の申請、健康診断の申込等に必要健康保険の記号・番号等を知ることができます。

医療機関等の受診時に

オンライン資格確認システムを導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証で受診できます。

健康保険証の廃止に関するお知らせとお願い

- ・今回『資格情報のお知らせ』が交付されていない方で、令和6年12月1日までに資格取得された方には、後日あらためて『資格情報のお知らせ』を交付します。
- ・令和6年12月2日以降の新規取得者には、健康保険証は交付されません。マイナ保険証をお持ちの方には『資格情報のお知らせ』を交付し、マイナ保険証をお持ちでない方には『資格確認書』を交付します。『資格確認書』により、医療機関等を受診することができます。なお、『資格確認書』に関する詳細はあらためてお知らせいたします。
- ・令和6年12月2日時点でをお持ちの健康保険証は、経過措置として1年間(令和7年12月1日まで)引き続き利用できます。まだマイナ保険証の利用登録をされていない方は、お早めに利用登録をお願いします。